主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人古明地為重、佐藤久四郎の上告趣意(後記)は、憲法二五条の精神に違反するというけれども、その実質は刑訴四一一条二号に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて明らかに上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一九日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齋	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官